

岩手大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第79条の規定に基づき、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員（以下「研修員」という。）を、岩手大学（以下「本学」という。）に受け入れる場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「私学研修員」とは、私立学校の教職員で本学において研究の指導を受ける者をいい、「専修学校研修員」とは、専修学校の教職員で本学において研究の指導を受ける者をいい、「公立高等専門学校研修員」とは、公立高等専門学校の教職員で本学において研究の指導を受ける者をいい、「公立大学研修員」とは、公立大学の教職員で本学において研究の指導を受ける者をいい、「教職員支援機構研修員」とは、独立行政法人教職員支援機構の推薦により本学において必要な研究の指導を受ける者をいう。

(受入れ手続)

第3条 研修員の受入れは、私学研修員にあつては、私立学校の長の申請に基づき、専修学校研修員にあつては、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団理事長の申請に基づき、公立高等専門学校研修員にあつては、当該研修員を派遣しようとする学校長の申請に基づき、公立大学研修員にあつては、当該研修員を派遣しようとする大学長の申請に基づき、教職員支援機構研修員にあつては、独立行政法人教職員支援機構理事長の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 研修員調書（別記様式）
- 二 履歴書
- 三 その他本学が必要と認める書類

(受入れ許可)

第4条 学長は、前条の申請があつたときは、当該部局等（各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。以下同じ。）において、教育又は研究に支障がなく、かつ、適当と認めた場合に、受入れを許可する。

(研究方法)

第5条 研修員は、当該部局等の長が定めた教員の指導のもとに、本学の施設・設備を利用し、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第6条 研修員の研究期間は、1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情のある場合には、その期間内において、研究期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

(研究料及び配分予算額)

第7条 研修員(教職員支援機構研修員を除く。)の研究料及び配分予算額(消費税は別途徴収及び配分額に加算する。なお、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下、同じ。)

区 分	研 究 料 の 額	配 分 予 算 額
実 験 系	3か月 103,100円	3か月 85,720円
非 実 験 系	3か月 51,550円	3か月 42,860円

2 教職員支援機構研修員の研究料及び配分予算額(消費税は別途徴収及び配分額に加算する。)

区 分	研 究 料 の 額	配 分 予 算 額
教職員支援機構研修員	月額 23,810円	月額 19,910円

3 研修員は、前2項の研究料3か月分を、その当初の月の所定の期日までに納付しなければならない。

4 既納の研究料は、返還しない。

5 研究料を所定の期間内に納付しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

6 研究料と配分予算額との差額は、研究遂行に必要な管理等の間接的な経費に充てる。

(研究証明書等)

第8条 学長は、研修員がその研究事項等について証明を願い出たときは、研究証明書を交付する。

(発明に係る特許等の取扱い)

第9条 研修員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人岩手大学職務発明規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第10条 研修員は、この規則に定めるもののほか、当該部局等の長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月12日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式

研 修 員 調 書

令和 年 月 日現在

履 歴 事 項	(ふりがな)	男
	氏 名	年 月 日生 女
	本 籍 地	
	現 住 所	
	研 究 期 間 中 の 居 所	
	所 属 学 校 名	
	職 名 及 び 担 当 科 目	
	学 歴	
	職 歴	
	希 望 事 項	研 究 題 目 (実験等の区分)
指 導 教 員 及 び 部 局 名		
研 究 期 間		令和 年 月 日から
		令和 年 月 日まで か月
備 考		

- (注) 1 学歴、職歴の欄は、主な学歴、職歴を記入すること。
2 性別、実験等の区分は、該当するものに○印を付すこと。